

## 写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する論点

### 1. 問題の所在

- 平成24年著作権法改正によって創設された写り込みに係る権利制限規定（著作権法第30条の2：付随対象著作物の利用）については、規定の明確性を確保する等の観点から要件が厳格に設定されている結果、広く一般的に行われている行為等についても、妥当な結論を導けない場合があるとの指摘がなされている。
- この点については、規定の柔軟な解釈によって対応可能な部分はあるが、昨年度の法制・基本問題小委員会における審議において、本規定の要件を緩和することで、社会的に意義のある新規サービスが可能となると思われる事例も明らかとなったことも踏まえ、適法な利用の範囲が条文上明確となるよう、規定の拡充について検討を行うこととする。

### 2. 検討に当たっての論点

#### 【現行規定】

（付随対象著作物の利用）

第三十条の二 <sup>(1)</sup> 写真の撮影、録音又は録画（以下この項において「写真の撮影等」という。）の方法によって <sup>(2)</sup> 著作物を創作するに当たって、当該著作物（以下この条において「写真等著作物」という。）に係る <sup>(3)</sup> 写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物における <sup>(4)</sup> 軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。）は、当該創作に伴って <sup>(5)</sup> 複製することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により複製された付随対象著作物は、同項に規定する写真等著作物の利用に伴って、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

#### （1）対象行為

##### ①現行規定の概要

典型例として想定される「写真の撮影」、「録音」、「録画」という3つの方法に限定されている。その結果、(i) 固定を伴わない生放送・生配信が対象とならないとともに、(ii) 固定を伴うものであっても、その他の方法によるもの（例：模写、スクリーンショット等）は、対象外となっている。

## ②論点

### (i) 生放送・生配信の取扱い

生放送・生配信については、写り込みが生じる場合が多く想定される一方で、録音・録画の方法による場合と比較して権利者に与える不利益は大きくないと考えられることから、対象に含めることが適当ではないか。

### (ii) 固定方法の拡大（模写やスクリーンショット等）

- 写真の撮影・録音・録画以外の固定方法については、(ア) スクリーンショットやプリントスクリーンのように、単に固定技術が相違するに過ぎないものと、(イ) 模写のように不可避的な写り込みが生じないという点で性質が異なるものが存在する。
- (ア) については、写真の撮影・録音・録画と同様に不可避的な写り込みが生じる場合はあるところ、技術の相違によって権利者に与える不利益に差異はないと考えられることから、対象に含めることが適当ではないか。
- (イ) については、不可避的な写り込みが生じないとしても、被写体を忠実に再現する必要がある場合も想定されるところ、写真の撮影による場合と比較して権利者に与える不利益が大きくなるわけではない以上、そのような模写等の自由を確保することが望ましいと考えられることから、対象に含めることが適当ではないか。
- また、これらを対象に含める際には、条文上、技術・手法等によって差異が生じないような包括的な規定としつつ、一方では、写り込みとして想定される事例（様々な事物等をそのまま・忠実に固定・再現したり、伝達する場合）以外に拡大されないように留意することが適当ではないか。
- なお、写り込みとは若干場面が異なるが、例えば、「自らが著作権を有する著作物が掲載された雑誌の記事を複製する際に、同一ページに掲載された他人の著作物が入り込んでしまう場合」などについて、どのように考えるか。

## (2) 著作物創作要件

### ①現行規定

映画の盗撮のような違法行為に伴う写り込みを排除する観点から、著作物を創作する場合に限定されている。その結果、著作物の創作とは評価されない行為を行う場合（例：固定カメラでの撮影）は、対象外となっている。

## ②論点

- 現行規定の要件は、著作物の創作行為を促進するという観点からは一定の合理性を有するとも考えられるが、固定カメラでの撮影等の場合には、不可避的に写り込みが生じる場合が多く想定されるところ、写り込みに関する権利制限規定は、権利者に与える不利益

が軽微であることを主たる正当化根拠とするものであり、著作物の創作か否かは必ずしも本質的ではないと考えられることから、著作物を創作する場合以外も、広く対象に含めることが適当ではないか。

- その際、映画の盗撮のような違法行為に伴う写り込みについて、どのように考えるか。

### (3) 分離困難性・付随性

#### ①現行規定

- 対象となる著作物について、メインの被写体（＝写真の撮影等の対象とする事物又は音）から（i）分離することが困難であるため、（ii）付随して対象となる他の著作物（＝付随対象著作物）に限定されている（以下では、（i）を「分離困難性」、（ii）を「付随性」という。）。
  - 「分離困難性」については、物理的に分離困難か否かではなく、その著作物を除いて創作することが社会通念上、客観的に困難であるか否かを要件とするものである。例えば、キャラクターTシャツを着た子供を撮影する場合や、壁に絵画が飾ってある部屋で撮影を行う場合には、物理的には分離が可能であるとしても、社会通念上、Tシャツを脱がしたり、絵画を外すことは困難であると考えられるため、要件を満たすものと解されている。一方で、ドラマの小道具として絵画やぬいぐるみを準備して撮影するなど、自ら意図的・積極的に著作物を設置するような場合は、この要件を満たさないと解されている。
  - 「付随性」については、分離困難であることの結果としての状態を指すものであり、独立した要件ではないという解釈がある一方で、付随性の方が本質的な要件であり、分離困難性は付随性が認められる典型的な例を示しているに過ぎないという解釈もある。
  - また、これらの要件は、メインの被写体と、付随して取り込まれる著作物は別個のものである場合を想定して規定されており、例えば、街の雑踏を撮影する場合のように、被写体（雑踏の光景）の中に当該著作物が含まれる場合の取扱いについては、条文上必ずしも明らかではない。

#### ②論点

- 現行規定の要件の下でも、社会通念によって合理的な解釈が可能な場合も多いと考えられるが、例えば、子供に意図的にぬいぐるみを抱かせて写真を撮影する場合など、日常的に広く行われていると考えられる行為であっても、分離困難性要件を満たすとは言い難いものも相当程度存在していることを、どのように考えるか。
- 本条の趣旨から、分離困難性よりも、付随性（写真の撮影等の行為において、その著作物の利用を主たる目的としていないこと）の方が本質的な要件であると考えられるか。その場合、あえて分離困難性を要件として課す必要はないと考えられるか。

- 仮に、分離困難性を要件としない場合、社会通念上の必要性が全く認められない状況において著作物を意図的に写し込むことまで可能となるおそれがあるため、例えば、別途、「必要と認められる限度」などの要件を追加することにより、一定の歯止めをかける必要があるのではないか。
- また、条文化に当たっては、街の雑踏を撮影する場合のように、被写体（雑踏の光景）の中に当該著作物が含まれるような場合も対象となることが明確となるようにすることが適当ではないか。

#### (4) 軽微性

##### ①現行規定

対象となる著作物は、創作する写真等全体のうち「軽微な構成部分」となるものに限定されている。軽微か否かは、写真等全体のうち当該著作物の占める面積の割合だけでなく、画質、音質、録音・録画の場合には時間、作品全体のテーマとの関係での重要性等を総合的に考慮して判断されることになると考えられるが、条文上その点が必ずしも明らかでない。

##### ②論点

軽微か否かの判断に資するよう、例えば、法第47条の5第1項（「・・・その利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の制度その他の要素に照らし軽微なものに限る」）のように、考慮要素を明記することについて、どのように考えるか。

#### (5) 対象支分権

##### ①現行規定

対象行為が写真の撮影・録音・録画に限定されていること対応して、「複製」及び「翻案」（法第47条の6第1項第2号）のみが規定されている。

##### ②論点

上記（1）の対象行為の拡大に伴い、「公衆送信（放送・有線放送・自動公衆送信）」、「演奏」、「上映」等を広く対象に含める観点から、「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」という形で包括的に規定することが適当ではないか。

(以上)